

令和8年度 デジタル人材UIJターン支援事業委託業務契約書(案)

委 託 契 約 書(案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間にデジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、デジタル人材 UIJ ターン支援事業の実施に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、甲の指示に従い、この契約書及び別に定める「委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（実施計画書）

第3条 乙は、様式第1号により次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 事業の実施方法
- (3) 事業の実施体制
- (4) 事業工程

2 乙は、実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第4条 乙は、契約締結の日から令和9年3月31日までに委託業務を完了しなければならない。

（委託費）

第5条 委託費は、金〇〇〇円とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税〇〇〇円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

契約金額中課税分に110分の10を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として前条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合、甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付の全部または一部を免除する。

(委託費の経費区分)

第7条 委託費の経費区分は、別表のとおりとする。

2 乙は、委託費を別表の経費区分に従って使用しなければならない。

(実施計画書の内容変更等)

第8条 乙は、実施計画書の内容又は別表に定める経費区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

(1) 実施計画書の内容の軽微な変更の場合。

(2) 経費区分の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）である場合。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付することができる。

(状況報告)

第9条 乙は、委託業務の状況について、甲が報告を求めたときは、様式第3号により、甲に速やかに報告しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 乙は、業務が完了して10日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに様式第4号により実績報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、すみやかに当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する検査の結果、適合すると認められず、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前項の規定を準用する。

(委託費の額の確定)

第12条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した額と第5条に規定する委託料とのいずれか低い額を確定額とし、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第13条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算支払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、乙の請求に基づき、委託料の9割を限度として委託業務の実施に要する費用を概算払することができる。

3 乙は、前項による概算払いを請求する場合は、委託料請求書により行うものとし、

甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(過払金の返還)

第14条 甲は、第12条の規定により、委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(再委託について)

第15条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の企画提案応募申請者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに様式第5号による再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の遵守)

第16条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、この業務による個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部または一部を解除し、または変更し、委託費の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

(1) 乙が、本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。

(2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（損害賠償）

第18条 乙は、前条第1項第1号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条第1項第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第19条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第17条第2項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第20条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不

当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(委託業務の中止等)

第 21 条 乙は、災害その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、書面をもって契約の解除または一部の変更を行うものとする。

(委託費の処理)

第 22 条 甲が第 17 条、第 19 条又は第 21 条の定めにより契約を解除した場合の委託費の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 委託費が既に支払われているときは、乙は支払われた委託費のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。

(2) 委託費が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(違約金)

第 23 条 甲は、乙が第 14 条及び前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を加算することができるものとする。

(財産の管理等)

第 24 条 乙は、委託業務により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、委託業務完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 乙は、取得財産等について様式第 6 号を備え、管理しなければならない。

3 乙は、当該年度に取得財産があるときは、第 10 条に定める報告書に様式第 7 号の取得財産明細書を添付しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 25 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後 5 年間保存しなければならない。

(著作権及び著作者人格権)

第 26 条 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を甲に

無償で譲渡する。

- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

- 第 27 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（協議）

- 第 28 条 この契約及び仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、決定するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名

別 表

デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務 経費区分表

(単位：円)

経 費 区 分	金 額	備 考
I 人件費		
II 事業費		
III 再委託費		
小 計		
IV 一般管理費		
V 消費税		
合 計		

※ 経費の変更をする場合は、第8条第1項第2号に基づき甲の承認を受けるものとする。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務に係る実施計画書

令和 年 月 日付で締結したデジタル人材UIJターン支援事業委託業務に関する委託契約書第3条の規定に基づき、下記のとおり実施計画を提出します。

記

- 1 業務内容
- 2 業務の実施方法
- 3 業務の実施体制
- 4 業務工程

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務に係る計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付で締結したデジタル人材UIJターン支援事業委託業務に関する委託契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が委託業務に及ぼす影響
- 4 変更後の委託業務に要する経費（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務に係る実施状況報告書

令和 年 月 日付で締結したデジタル人材UIJターン支援事業委託業務に関する委託契約書第9条の規定に基づき、実施状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の実施状況（令和 年 月 日現在）
- 2 委託業務に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務に係る実績報告書

令和 年 月 日付で締結したデジタル人材UIJターン支援事業委託業務に関する委託契約書第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 委託業務の実施期間

令和 年 月 日 着手
令和 年 月 日 完了

2 事業の成果

3 契約額及びその精算額

経費区分	契約額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 委託業務等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(様式第5号)

令和8年度デジタル人材UIJターン支援事業委託業務に係る再委託承認申請書

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和 年 月 日付で締結したデジタル人材UIJターン支援事業委託業務に関する委託契約書第15条の規定に基づき、下記のとおり再委託したいので承認願います。

契約金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
再委託を予定する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の企画提案応募申請者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

(様式第6号)

デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務
取得財産等管理台帳 (令和 年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及び従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第7号)

デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務
取得財産等管理明細書 (令和 年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及び従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。